

## 第10号議案

品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の8の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、決定権者は、第21条の6第1項の決定に基づく自己情報のうち情報提供等の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該決定権者以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

第21条の9第2項第1号中「第28条の」を「第29条の」に改める。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

（説明）情報提供等の記録を訂正した場合の通知について定める必要があ

る。